

所掌事項

宮古市教育振興基本計画におけるスポーツ・レクリエーションの振興及びその他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

設置根拠

スポーツ基本法第31条
宮古市スポーツ推進審議会条例第1条

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

10人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R8. 2. 9

現任委員任期満了日

R10. 2. 8

担当課

交流推進部スポーツ文化課

TEL : 0193-68-9120 内線 3911

FAX : 0193-63-9115

E-mail : spo_bunka@city.miyako.iwate.jp

備考